

平成 24 年 9 月 6 日

消費者庁消費者制度課意見募集担当（訴訟制度）御中

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」の意見募集
に対する意見について

去る 8 月 7 日付で意見募集がありました標記の件について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、ご送付申しあげます。

以 上

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案に対する意見

該当箇所	意見等	理由
第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え ①～③	▶ 本制度の対象となる事案については、概要資料の「対象となる事案」に沿って、基準を明確に法律等に規定していただきたい。	▶ 本制度の導入に当たっては、訴訟の濫用を防止し、事業活動に過度な影響を与えないようにすることが重要であるため。
第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え ①～③	▶ 概要資料の「対象となる事案」からして、次の事案は本制度の対象となるのか確認したい。 ① 虚偽記載した有価証券報告書によって株式を購入した所持人による発行会社への損害賠償事案 ② 個人情報流出・漏えい、個人情報の悪用により生じた損害（慰謝料的性質）賠償事案 ③ 金融商品の販売・勧誘に関する事案	▶ 昨年12月に行われた「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」の意見募集の考え方との相違点を確認するため。
第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え ④	▶ 裁判所は「事案の性質、当該判決に基づく簡易確定手続において必要となる審理及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において届出債権の存否及びその内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができるものとする」とあるが、どのような場合に却下するのか、具体例をあげていただきたい。	▶ 具体例をあげることによって、消費者・事業者双方の目線をあわせた方が有用であると考えられるため。

該当箇所	意見等	理由
第3 特定適格消費者団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本制度案に沿って特定適格消費者団体の認定等の要件や責務を明確に規定し、政府による監督を行うとともに、これらの内容を記載したマニュアルや指針等を策定し、公表していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 訴訟遂行業務の適正性を確実に担保する必要があると考えられるため。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 判決にもとづく事業者の支払は、原告である特定適格消費者団体に行えば足りるなど、事業者の負担が過大とならないよう配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支払方法についての各消費者との個別調整、連絡がつかない場合の処理等、事業者の負担が過大になるおそれがあるため。

以上